

## 令和5年第2回水巻町議会臨時会 会議録

令和5年第2回水巻町議会臨時会第1回継続会は、令和5年5月12日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	岡田選子
2番	山口秀信	9番	井手幸子
3番	松野俊子	10番	中山恵
4番	水ノ江晴敏	11番	古賀信行
5番	亀元公一	12番	近藤進也
6番	廣瀬猛	13番	住吉浩徳
7番	名倉亮介	14番	高橋恵司

### 2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 野 村 育 美

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長 美 浦 喜 明

副 町 長 荒 卷 和 徳

教 育 長 小 宮 順 一

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

**令和5年5月 臨時会**

**(第2回)**

第1回継続会

**本会議 会議録**

令和5年5月12日

水巻町議会

# 令和5年第2回水巻町議会臨時会第1回継続会 会議録

令和5年5月12日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和5年第2回水巻町議会臨時会第1回継続会を開きます。

## **日程第1 水巻町議会常任委員会委員の選任**

議長（白石雄二）

日程第1、水巻町議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。常任委員会委員の選任については、水巻町議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異議なし —

御異議なしと認めます。よって、水巻町議会常任委員会委員の選任については、お手元に配付の名簿のとおり、選任することに決しました。

## **日程第2 水巻町議会議会運営委員会委員の選任**

議長（白石雄二）

日程第2、水巻町議会議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。議会運営委員会委員の選任については、水巻町議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異議なし —

御異議なしと認めます。よって、水巻町議会議会運営委員会委員の選任については、お手元に配付の名簿のとおり、選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午後00時10分 再開

議長（白石雄二）

再開いたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長が、お手元に配付の名簿のとおり互選されま

した。各委員長より届出がありましたので、報告いたします。

### **日程第3 同意第3号**

**議 長（白石雄二）**

日程第3、同意第3号 水巻町監査委員の選任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、除斥となりますので、住吉議員の退席を求めます。

[住吉議員退場]

町長に提案理由の説明を求めます。はい、町長。

**町 長（美浦喜明）**

同意第3号 水巻町監査委員の選任について。水巻町監査委員のうち、議員から選任する監査委員が、令和5年4月30日をもって任期満了となりましたので、新たに、住吉浩徳氏を選任すべく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。よろしくお願いたします。

**議 長（白石雄二）**

ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、近藤議員。

**12 番（近藤進也）**

反対の立場から理由を申し上げます。

実はかつて、いつからこのようになったのか分かりませんが――。

**議 長（白石雄二）**

反対――。質問、質問でございます。

**12 番（近藤進也）**

質問ですね。じゃあ反対を言いましょう。後で。

**議 長（白石雄二）**

ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。はい、近藤議員。

**12 番（近藤進也）**

総務財政委員長という立場になりますと、これは同じ監査とかぶる仕事ですので、当然総務財政委員長を取った方は、監査は引いていただくというのが、これまでかつて私の先輩たちから習ったものです。

同じ業務に携わる者が、そのまま議会が推薦するとなりますと、議会のチェック機能が失われます。

これは、より行政を監査する、あるいは行政をチェックするという立場は、議会皆さんそれぞれが、議員の皆さんに言いたいのは、特に、住民から負託された我々議員の務めとして、行政を厳しくチェックする役割があるということを認識していただきたい。

そういう立場からも、議会が本当にこの人でいいのか、あるいは総務財政委員長という立場があり、監査に別の方を推薦するということになりますと、より行政監査の機能を高めるということで、議会の資質が問われるものです。

ですから、ぜひですね、議会としましては、皆さんが、この監査機能を高めるという意味での進め方を、私は求めたいと思います。

以上、反対理由といたします。

**議 長（白石雄二）**

ほかにありませんか。古賀議員。

**11 番（古賀信行）**

私も反対の立場から意見述べます。

私は議員になる前から、ずっとずっと昔から遠賀・中間の広域議会は傍聴に行っています。

いつも腹が立つのは、こんなに無駄遣いするかということです。一例を挙げますと、中間のリサイクルプラザに屋根がついた洗車場を造ったんです。そのお金が幾らかかったかといいますと、約 1900 万円かかったと思います。

当時の執行部には、議会が終わってから、なぜこんなに高いかと質問しました。私やったらですね、そういう洗車場だったら、もっと安く造れますよ。

**議 長（白石雄二）**

古賀議員、監査委員の反対意見で。

**11 番（古賀信行）**

いや、だから、だからですね、こういう遠賀・中間に当時参加された、住吉議員はですね、水巻から参加された議員、全ての議員、そういう予算に対する反対の意見は一つもありませんでした。

そういうですね、チェック機能を持たない議員がですね、監査委員になること、私、反対といたします。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

ほかにありませんか。岡田議員。

## 8 番（岡田選子）

私、監査委員を何度か、これまでも希望してまいりましたが、なかなか執行部のほうからは推薦はいただけなくて、監査委員は、なかなかさせていただけませんが、これまでの経過と、今回も希望させていただいたという経過で、反対をさせていただきます。

## 議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。同意第3号 水巻町監査委員の選任について、これに同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、賛成同数と認めます。

議長裁決。私も賛成でございます。よって、同意第3号は同意することに決しました。住吉議員、入場してください。

[ 住吉議員入場 ]

暫時、休憩いたします。

午後 00 時 22 分 休憩

午後 01 時 59 分 再開

## **日程第 4 選挙第 3 号**

### 議 長（白石雄二）

再開いたします。

日程第4、選挙第3号 遠賀・中間地域広域行政事務組合議会議員の選挙について。これより選挙を行います。選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

[ 議 場 閉 鎖 ]

ただいまの出席議員数は14名です。水巻町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に山口議員、松野議員、廣瀬議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

[ 投 票 用 紙 配 付 ]

投票用紙の配付漏れはありませんか。

— な し —

配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

[ 投票箱点検 ]

異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。局長が議席番号順に氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

[ 点呼・投票 ]

投票漏れはありませんか。

— な し —

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

直ちに開票を行います。山口議員、松野議員、廣瀬議員に、立会いをお願いいたします。

[ 開票 ]

選挙の結果を報告いたします。投票総数 14 票、うち有効投票 14 票、無効投票 0。有効投票中、亀元議員 4 票、廣瀬議員 4 票、岡田議員 3 票、古賀議員 3 票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 2 票です。亀元議員、廣瀬議員、岡田議員、古賀議員の得票数は、いずれもこれを超えております。

岡田議員、古賀議員の得票数は同数ですので、この場合、地方自治法第 118 条第 1 項の規定は、公職選挙法第 95 条第 2 項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

岡田議員、古賀議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。岡田議員、古賀議員、前のほうをお願いいたします。

くじは 2 回引きます。1 回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2 回目は、この順序によつてくじを引き、当選人を決定するためのものです。

これより、くじを行います。山口議員、松野議員、廣瀬議員、立会いをお願いいたします。

[ くじを引く ]

1 番、岡田議員。2 番、古賀議員。以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。順番にくじを引いてください。

[ くじを引く ]



くじの結果、岡田議員が当選人と決しました。

したがって、亀元議員、廣瀬議員、岡田議員が、遠賀・中間地域広域行政事務組合議会議員に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

[ 閉 鎖 解 除 ]

当選者が議場におられますので、水巻町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知をいたします。

### **日程第 5 選挙第 4 号**

議 長（白石雄二）

日程第 5、選挙第 4 号 堀川水利組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

堀川水利組合議会議員に、山口議員、名倉議員、井手議員、古賀議員、高橋議員を指名いたします。お諮りします。ただいま、議長において指名いたしました、山口議員、名倉議員、井手議員、古賀議員、高橋議員を堀川水利組合議会議員に当選人として定めることに、御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって、ただいま、指名いたしました、山口議員、名倉議員、井手議員、古賀議員、高橋議員が堀川水利組合議会議員に当選されました。

当選者が議場におられますので、水巻町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定により、告知をいたします。

### **日程第 6 選挙第 5 号**

議 長（白石雄二）

日程第 6、選挙第 5 号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について。これより選挙を行

います。選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

[ 議 場 閉 鎖 ]

ただいまの出席議員数は14名です。水巻町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に名倉議員、岡田議員、古賀議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

[ 投 票 用 紙 配 付 ]

投票用紙の配付漏れはありませんか。

— な し —

配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

[ 投 票 箱 点 検 ]

異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。局長が議席番号順に氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

[ 点 呼 ・ 投 票 ]

投票漏れはありませんか。

— な し —

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたしました。

直ちに開票を行います。名倉議員、岡田議員、古賀議員、立会いをお願いいたします。

[ 開 票 ]

選挙の結果を報告いたします。投票総数14票、うち有効投票14票、無効投票0票。有効投票中、松野議員9票、中山議員5票。以上のおりです。この選挙の法定得票数は4票です。よって、松野議員が福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

[ 閉 鎖 解 除 ]

当選者が議場におられますので、水巻町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知をいたします。

## **日程第 7 閉会中の継続審査**

議 長（白石雄二）

日程第 7、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は、議会運営委員長から申出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。以上で今期臨時会の日程が全部終わりましたので、令和 5 年第 2 回水巻町議会臨時会を閉会いたします。

午後 02 時 28 分 閉会